

## 『女性活躍総合研究所紀要』の編集・刊行規程

### （趣旨）

第1条 本規程は、武庫川女子大学女性活躍総合研究所規程（以下「規程」という。）第2条に規定する目的達成及び「女性活躍総合研究所紀要」（以下「紀要」という。）の編集及び刊行に必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 紀要は、武庫川女子大学女性活躍総合研究所の学術冊子とする。

2 紀要は、学術論文等を掲載し、研究成果の情報発信に資することを目的とする。

### （委員会）

第3条 紀要の編集及び刊行の推進は、女性活躍総合研究所紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）が担う。

### （委員会の役割）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、処理する。

- (1) 査読付き原稿の審査に関わる事項。
- (2) 査読なし原稿の掲載に関わる事項。
- (3) 編集刊行に関わる事項。

### （査読付き原稿・査読なし原稿）

第5条 紀要に掲載する原稿のうち、査読付き原稿は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総説論文：女性活躍及び関連領域に関する特定の分野やテーマに関する先行研究を集め、概要や研究動向、展望を示すもの。
- (2) 原著論文：女性活躍及び関連領域に関わる独創性のある研究及び実践に関するもの。
- (3) 短報論文：女性活躍及び関連領域に関わる研究及び実践に関する論文で短いもの。
- (4) その他：委員会が認めたもの。

2 紀要に掲載する原稿のうち、査読なし原稿は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄稿文：委員会からの依頼により寄せられたもの。
- (2) 活動報告：女性活躍及び関連領域に関するインタビュー等を含む調査結果の報告やデータを公開するもの。
- (3) 解説：女性活躍及び関連領域に関する特定のテーマを専門外の人にも理解できるように説明するもの。
- (4) その他：委員会が認めたもの。

3 査読付き原稿及び査読なし原稿は、いずれも完成原稿で未発表のものとする。

### （投稿資格）

第6条 第5条に定める査読付き原稿・査読なし原稿に投稿できる者は、次の各号に掲げるいずれかを満たす者とする。

- (1) 武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部の専任・嘱託・非常勤の教職員。
- (2) 武庫川女子大学附属中学校・高等学校・幼稚園・保育園の専任・嘱託・非常勤の教職員。
- (3) 武庫川女子大学大学院在籍者および修了者。
- (4) その他、委員会が認める研究者。

2 前項の資格を有する者との共同執筆者。

(原稿の執筆)

第7条 原稿の執筆は、別に定める『女性活躍総合研究所紀要』執筆要領に基づき、委員会が別に定める期限までに提出する。

(査読付き原稿の審査)

第8条 査読付き原稿の審査は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 査読付き原稿の審査は、別に定める査読基準等に則り委員会が行う。
- (2) 査読付き原稿は査読を経て、委員会が掲載可否を決定する。
- (3) 査読者は委員会が選任する。

2 委員会は、掲載可否の結果を投稿者に通知する。

3 査読者への謝礼は、別に定める。

4 査読なし原稿は編集委員（1名以上）が担当し、その意見を基に委員会が掲載可否を決定する。

(論文の校正)

第9条 掲載原稿の校正は、原則として第三校までとし、委員会の指示に基づき行う。

(紀要の配布及び権利)

第10条 掲載原稿を書面又は電子的な手段で配布する権利は、武庫川女子大学女性活躍総合研究所が有する。

2 掲載された論文の著作権は、学校法人武庫川学院に帰属する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て女性活躍総合研究所の所長が行う。

附則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正内規は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この改正内規は、令和5年3月30日から施行する。

附則

本規程は、令和7年7月31日から『女性活躍総合研究所紀要』の編集・刊行規程として施行する。